第８　参　　考　　資　　料

1　当初予算額の推移

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人県民税	現	23,847,000	24,204,000	24,608,000	23,847,000	25,232,000	25,467,000
	繰	344,000	306,000	339,000	295,000	266,000	265,000
	計	24,191,000	24,510,000	24,947,000	24,142,000	25,498,000	25,732,000
法人県民税	現	3,595,000	3,796,000	3,614,000	3,148,000	3,234,000	3,218,000
	繰	8,000	10,000	7,000	3,000	5,000	2,000
	計	3,603,000	3,806,000	3,621,000	3,151,000	3,239,000	3,220,000
県民税利子割	現	366,000	506,000	308,000	184,000	256,000	323,000
県民税配当割	現	165,000	750,000	806,000	614,000	474,000	376,000
株式等譲渡所得割	現	41,000	131,000	353,000	389,000	365,000	297,000
個人事業税	現	641,000	725,000	731,000	764,000	764,000	764,000
	繰	7,000	4,000	5,000	6,000	4,000	4,000
	計	648,000	729,000	736,000	770,000	768,000	768,000
法人事業税	現	11,022,000	11,903,000	14,808,000	17,717,000	17,809,000	17,310,000
	繰	8,000	10,000	6,000	3,000	2,000	2,000
	計	11,030,000	11,913,000	14,814,000	17,720,000	17,811,000	17,312,000
地方消費税 譲渡割	現	7,866,000	10,039,000	13,350,000	15,542,000	14,977,000	15,230,000
地方消費税 貨物割	現	1,168,000	1,112,000	1,979,000	1,678,000	1,287,000	1,223,000
地方消費税	計	9,034,000	11,151,000	15,329,000	17,220,000	16,264,000	16,453,000
不動産取得税	現	1,724,000	1,771,000	1,567,000	1,587,000	1,647,000	1,512,000
	繰	33,000	28,000	19,000	19,000	22,000	16,000
	計	1,757,000	1,799,000	1,586,000	1,606,000	1,669,000	1,528,000
県たばこ税	現	1,332,000	1,176,000	1,165,000	1,161,000	1,152,000	1,095,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	1,332,000	1,176,000	1,165,000	1,161,000	1,152,000	1,095,000
ゴルフ場利用税	現	169,000	168,000	169,000	164,000	162,000	148,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	169,000	168,000	169,000	164,000	162,000	148,000
自動車取得税	現	1,662,000	1,034,000	1,126,000	1,071,000	1,510,000	1,588,000
軽油引取税	現	9,415,000	9,762,000	9,669,000	9,004,000	8,565,000	8,893,000
	繰	200	1,000	1,000	300	300	300
	計	9,415,200	9,763,000	9,670,000	9,004,300	8,565,000	8,893,300
自動車税	現	14,214,000	14,001,000	13,635,000	13,556,000	13,578,000	13,640,000
	繰	51,000	42,000	37,000	38,000	14,000	12,000
	計	14,265,000	14,043,000	13,672,000	13,594,000	13,592,000	13,652,000
鉱区税	現	16,000	15,000	16,000	15,000	15,000	15,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	16,000	15,000	16,000	15,000	15,000	15,000
狩猟税	現	27,000	21,000	8,000	4,000	4,000	3,000
産業廃棄物税	現	249,000	218,000	215,000	199,000	189,000	197,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	249,000	218,000	215,000	199,000	189,000	197,000
県税計	**現**	**77,519,000**	**81,332,000**	**88,127,000**	**90,644,000**	**91,220,000**	**91,299,000**
	繰	**451,200**	**401,000**	**414,000**	**364,300**	**313,300**	**301,300**
	計	**77,970,200**	**81,733,000**	**88,541,000**	**91,008,300**	**91,533,300**	**91,600,300**

2　平成30年度決算額の増減理由

（単位：百万円）

	番号	平成29年度	平成30年度	増減額	主な税目の増減理由
個人県民税	1	25,346	25,802	456	給与所得の増
法人県民税	2	3,109	3,269	160	建設業、製造業、サービス業等において企業業績が堅調だったことによる増
県民税利子割	3	330	278	△ 52	低金利の影響による支払利子の減
県民税配当割	4	431	307	△ 124	公募投資信託等における受取配当の減
県民税株式等譲渡所得割	5	403	276	△ 127	平成３０年末の株価下落による譲渡所得の減
個人事業税	6	776	817	41	事業所得の増
法人事業税	7	16,995	17,969	974	建設業、製造業、サービス業等において企業業績が堅調だったことによる増
地方消費税	8	15,715	15,742	27	
譲渡割	9	14,648	14,745	97	個人消費の増
貨物割	10	1,067	997	△ 70	石油製品、木材等の輸入減
不動産取得税	11	1,524	1,592	68	大口取得（工場、ホテル等）の増
県たばこ税	12	1,118	1,095	△ 23	喫煙人口の減小に伴う売渡本数の減
ゴルフ場利用税	13	154	156	2	１１月以降の好天による利用人員の増
自動車取得税	14	1,723	1,734	11	軽自動車の販売増及びエコカー減税の絞り込みによる税収の増
軽油引取税	15	9,125	9,542	417	公共工事の増加及び配送用車両等の軽油需要の増
自動車税	16	13,661	13,642	△ 19	新規登録車の減少及び排気量の小さい自動車への移行による減
鉱区税	17	15	13	△ 2	鉱区の廃止による減
狩猟税	18	4	1	△ 3	鳥獣捕獲員の増加による課税免除の増
産業廃棄物税	19	207	181	△ 26	産業廃棄物搬入量の減
合　計	**20**	**90,636**	**92,416**	**1,780**	

注　この調は、現年課税分と滞納繰越分の合計額により作成した。

3　秋田県水と緑の森づくり税の収入額の推移

（現年課税分と滞納繰越分の合計額）

区分＼年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
個人県民税均等割超過課税分	358,056	389,750	376,124	374,663	377,385	382,589
法人県民税均等割超過課税分	17,448	80,214	86,804	85,865	86,151	86,454
合　計	**375,504**	**469,964**	**462,928**	**460,528**	**463,536**	**469,043**
区分＼年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	累　計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
個人県民税均等割超過課税分	374,040	371,420	375,351	381,252	382,348	3,410,882
法人県民税均等割超過課税分	85,828	84,248	88,319	86,953	87,608	772,616
合　計	**459,868**	**455,668**	**463,670**	**468,205**	**469,955**	**4,183,497**

注　1　個人県民税均等割超過課税分については、均等割が課税される個人で、１月１日に県内に住所がある個人及び県内に家屋敷等を持っている個人に対して、年額800円で課税している。

法人県民税均等割超過課税分については、県内に事務所等を持っている法人に対して、資本金等の額に応じてその均等割額の８％相当額で課税している。（一事業年度当たり1,600円、4,000円、10,400円、43,200円、64,000円のいずれかの額）

2　平成20年度の法人県民税均等割超過課税分については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度等から適用したこと、及び大宗を占める3月決算法人の確定申告・納付が主に平成21年5月以降だったこと、の理由により、平成21年度以降の収入額に比べ少額となったものである。

なお、個人県民税均等割超過課税分については、平成20年度以後の年度分から適用している。

秋田県水と緑のマスコット「森っち」

第５９回全国植樹祭の大会マスコットとして活躍した「森っち」は、
平成２１年１月より「秋田県水と緑のマスコット」として活躍しています。

4　法人関係税の収入額等の推移

（単位：千円、％）

年度	法人県民税 ①	法人事業税 ②	計 ①＋② ③	前年比	地方法人特別税（納付額） ④	計 ③＋④ ⑤	前年比	地方法人特別税（払込額） ⑥	地方法人特別譲与税 ⑦	差引 ⑦－⑥ ⑧
21	3,050,068	12,191,403	15,241,471	57.6	3,265,333	18,506,804	70.0	2,842,954	5,535,251	2,692,297
22	3,541,317	10,338,644	13,879,961	91.1	7,446,216	21,326,177	115.2	7,052,153	12,237,225	5,185,072
23	3,436,785	9,495,791	12,932,576	93.2	7,082,241	20,014,817	93.9	6,727,725	12,700,251	5,972,526
24	3,606,668	10,098,629	13,705,297	106.0	7,784,159	21,489,456	107.4	7,516,421	13,020,225	5,503,804
25	3,755,027	12,155,848	15,910,875	116.1	9,788,949	25,699,824	119.6	9,511,129	15,740,308	6,229,179
26	4,140,429	13,755,118	17,895,547	112.5	11,354,079	29,249,626	113.8	10,884,027	18,995,188	8,111,161
27	3,821,697	15,132,455	18,954,152	105.9	9,475,237	28,429,389	97.2	9,422,615	17,087,908	7,665,293
28	3,217,210	17,538,579	20,755,789	109.5	7,827,327	28,583,116	100.5	7,588,895	13,937,971	6,349,076
29	3,109,253	16,994,733	20,103,986	96.9	7,687,792	27,791,778	97.2	7,379,340	14,373,310	6,993,970
30	**3,269,228**	**17,968,686**	**21,237,914**	**105.6**	**8,227,832**	**29,465,746**	**106.0**	**7,914,431**	**16,253,189**	**8,338,758**

注　1　地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

2　地方法人特別税は、法人事業税と併せて都道府県に申告納付。都道府県は、納付月の翌々月までに、国に払い込む。

3　地方法人特別税（納付額）④は、県が法人事業税と併せて還付した地方法人特別税のうち、歳入から支出（下戻し）した還付額を控除した後、予算から支出した還付額を控除する前の額。

4　地方法人特別税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から一部が法人事業税に復元し、併せて法人県民税の一部が地方法人税として国税化。

5　新設住宅着工戸数等の推移

着工等区分＼年・年度		平成26年（度）	平成27年（度）	平成28年（度）	平成29年（度）	平成30年（度）
着工戸数（戸）		3,776	3,853	4,184	4,071	4,357
構造別内訳	木造	3,277	3,478	3,562	3,707	3,756
	ＳＲＣ造	－	－	－	－	－
	Ｒ　Ｃ造	117	1	166	3	186
	Ｓ造	382	374	456	360	415
	Ｃ　Ｂ造	－	－	－	－	－
	その他造	－	－	－	1	－
利用別内訳	持家	2,474	2,501	2,669	2,582	2,680
	貸家	968	1,016	1,128	1,075	1,030
	給与住宅	14	19	10	37	18
	分譲住宅	320	317	377	377	629
工法別内訳	在来工法	2,967	2,897	3,226	3,103	3,371
	プレハブ工法	401	408	482	395	375
	２×４工法	408	548	476	573	611
着工面積（㎡）		412,827	406,627	437,400	423,283	445,622
不動産取得税現年調定額（千円）		1,725,135	1,566,445	1,749,937	1,480,891	1,573,134
内訳	うち、原始取得分	685,125	654,151	655,971	619,563	666,948
調定額	うち、専用住宅	176,060	137,782	109,350	122,342	123,315

注 1　着工戸数及び着工面積に係る統計の出典は、秋田県建設部建築住宅課集計「新設住宅着工統計集計表」（秋田県公式Webサイト[美の国あきたネット]に掲載）。

2　着工戸数及び着工面積の統計については歴年（1月から12月まで）で、調定額については会計年度で計上した。

（木造家屋については、原則として建築年（暦年）の翌年度（会計年度）課税となるため。）

3　上表の略称の定義は次のとおり：SRC造＝鉄骨鉄筋コンクリート造。RC造＝鉄筋コンクリート造。S造＝鉄骨造。CB造＝コンクリートブロック造。その他造＝石造・煉瓦造・無筋コンクリート造・無筋コンクリートブロック造・その他他の分類に該当しない構造のもの。

持家＝建築主が自分で居住する目的で建築するもの。貸家＝建築主が賃貸する目的で建築するもの。給与住宅＝会社・官公署・学校等がその社員・職員・教員等を居住させる目的で建築するもの。分譲住宅＝建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

在来工法＝プレハブ工法・枠組壁工法以外の工法。プレハブ工法＝住宅の主要構造部の壁・柱・梁・屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行う工法。２×４工法＝枠組壁工法（ツーバイフォー工法）。

6　自動車二税に係る課税台数等の推移

ア　登録･届出台数と課税台数(自動車取得税)等の推移【新車】

		番号	２６年度	対前年増減	２７年度	対前年増減	２８年度	対前年増減	２９年度	対前年増減	３０年度	対前年増減
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録・届出台数	登録自動車	1	25,304	△ 3,537	24,692	△ 612	26,346	1,654	26,465	119	26,628	163
	軽自動車	2	28,262	△ 2,791	24,322	△ 3,940	21,332	△ 2,990	23,497	2,165	24,101	604
	計	**3**	**53,566**	**△ 6,328**	**49,014**	**△ 4,552**	**47,678**	**△ 1,336**	**49,962**	**2,284**	**50,729**	**767**
	前年比(%)	4	89.4	－	91.5	－	97.3	－	104.8	－	101.5	－
課税台数	登録自動車	5	14,355	△ 4,420	16,073	1,718	17,600	1,527	17,680	80	17,700	20
	軽自動車	6	9,675	△ 3,784	19,397	9,722	16,761	△ 2,636	20,313	3,552	23,504	3,191
	計	**7**	**24,030**	**△ 8,204**	**35,470**	**11,440**	**34,361**	**△ 1,109**	**37,993**	**3,632**	**41,204**	**3,211**
	前年比(%)	8	74.5	－	147.6	－	96.9	－	110.6	－	108.5	－
エコカー減税適用台数	登録自動車	9	19,019	148	16,855	△ 2,164	19,520	2,665	19,108	△ 412	25,522	6,414
	軽自動車	10	21,471	△ 805	17,836	△ 3,635	14,587	△ 3,249	14,155	△ 432	23,843	9,688
	計	**11**	**40,490**	**△ 657**	**34,691**	**△ 5,799**	**34,107**	**△ 584**	**33,263**	**△ 844**	**49,365**	**16,102**
	前年比(%)	12	98.4	－	85.7	－	98.3	－	97.5	－	148.4	－
うち非課税台数（エコカー減税適用の）	登録自動車	13	9,947	1,302	7,652	△ 2,295	7,826	174	7,505	△ 321	7,397	△ 108
	軽自動車	14	18,388	1,086	4,672	△ 13,716	4,386	△ 286	2,540	△ 1,846	339	△ 2,201
	計	**15**	**28,335**	**2,388**	**12,324**	**△ 16,011**	**12,212**	**△ 112**	**10,045**	**△ 2,167**	**7,736**	**△ 2,309**
	前年比(%)	16	109.2	－	43.5	－	99.1	－	82.3	－	77.0	－

注　1　「登録･届出台数」は、国土交通省東北運輸局ホームページに掲載の「管内新車新規登録台数」による。（登録自動車には大型特殊を含む。４８及び５０頁の①は申告書の集計値であるため、この表の登録・届出台数とは一致しない。）

2　「課税台数」には、非課税（エコカー減税によるものを含む。）、減免及び免税点以下に係る台数は含まれない。

3　「エコカー減税適用台数」には、中古車特例に係る台数は含まれない。

4　エコカー減税は、税制改正により平成２１～２３年度、２４～２６年度、２７～２８年度、２９～３０年度といった期間毎に適用基準が異なっている。

【参考】　エコカー減税について

いわゆる「エコカー減税」は、電気自動車やプラグインハイブリッド車、国土交通省が定める排ガスと燃費の基準をクリアした自動車など環境負荷の小さい自動車について、自動車取得税と自動車重量税（国税）を軽減する措置。

平成２０年度までは低公害車特例として実施。平成２１年度から適用基準を改め、時限的軽減措置として実施。平成２４年度には適用基準を見直し、軽減対象を環境性能に極めて優れた自動車に重点化して実施。実施期間は、平成３１年３月３１日まで。（平成２９年度税制改正により平成３１年３月３１日まで延長。）

イ　登録自動車と軽自動車の保有台数の推移

	２６年度	対前年増　減	２７年度	対前年増　減	２８年度	対前年増　減	２９年度	対前年増　減	３０年度	対前年増　減
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録自動車	428,747	△ 6,377	424,621	△ 4,126	423,712	△ 909	422,440	△ 1,272	419,450	△ 2,990
軽自動車	381,147	5,038	383,112	1,965	382,197	△ 915	382,452	255	382,426	△ 26
(参考) 上記のうち ディーゼル車	69,051	△ 1,399	68,226	△ 825	67,886	△ 340	67,679	△ 207	68,126	447

注　1　「登録自動車」及び「軽自動車」の台数は、国土交通省東北運輸局のホームページに掲載の「管内自動車保有車両数」（各年度３月末）による。ただし、ディーゼル車の台数（内数）は東北運輸局秋田運輸支局による。

2　「登録自動車」とは、道路運送車両法の規定により自動車の登録ファイルへの登録が義務づけられた自動車で、小型自動車や普通自動車等をいい、大型特殊を含み、軽自動車を除く。

3　「軽自動車」には、軽二輪が含まれる。

ウ　乗用車(自家用)の排気量別課税台数(自動車税)の推移

自動車の排気量	番号	２６年度	対前年増　減	２７年度	対前年増　減	２８年度	対前年増　減	２９年度	対前年増　減	３０年度	対前年増　減	番号
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
1,000CC以下	1	14,743	△ 551	14,322	△ 421	13,934	△ 388	14,574	640	16,238	1,664	1
1,000CC超 1,500CC以下	2	155,446	1,255	155,688	242	156,433	745	157,480	1,047	157,397	△ 83	2
1,500CC超 2,000CC以下	3	107,385	△ 2,855	105,220	△ 2,165	103,837	△ 1,383	103,893	56	103,572	△ 321	3
2,000CC超 2,500CC以下	4	46,670	△ 1,406	44,759	△ 1,911	43,445	△ 1,314	42,025	△ 1,420	40,816	△ 1,209	4
2,500CC超 3,000CC以下	5	13,503	△ 1,237	12,186	△ 1,317	11,157	△ 1,029	10,282	△ 875	9,413	△ 869	5
3,000CC超 3,500CC以下	6	6,478	△ 234	6,067	△ 411	5,799	△ 268	5,584	△ 215	5,276	△ 308	6
3,500CC超 4,000CC以下	7	1,690	△ 72	1,573	△ 117	1,504	△ 69	1,482	△ 22	1,484	2	7
4,000CC超 4,500CC以下	8	1,248	△ 70	1,167	△ 81	1,099	△ 68	1,020	△ 79	929	△ 91	8
4,500CC超 6,000CC以下	9	955	56	942	△ 13	916	△ 26	934	18	944	10	9
6,000CC超	10	31	1	28	△ 3	36	8	40	4	46	6	10
電気自動車等	11	420	163	578	158	653	75	790	137	1,018	228	11
計	**12**	**348,569**	**△ 4,950**	**342,530**	**△ 6,039**	**338,813**	**△ 3,717**	**338,104**	**△ 709**	**337,133**	**△ 971**	**12**
前年比(%)	13	98.6	－	98.3	－	98.9	－	99.8	－	99.7	－	13
(参考) 総課税台数	**14**	413,067	△ 5,452	406,350	△ 6,717	401,851	△ 4,499	400,704	△ 1,147	399,239	△ 1,465	**14**

注　1　各台数は、各年度の賦課期日現在の台数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含む。

2　番号11の「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス自動車を指す。

3　番号14の「総課税台数」は、この表に掲げた自動車（自家用乗用車）以外の車種・用途の自動車を含んだ自動車税の課税台数の総数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含むため、56～64頁の「課税台数」と一致しないことがある。

7　秋田県の人口及び世帯数の推移

ア　人口

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鹿角市	33,199	32,644	32,096	31,501	30,937
小坂町	5,652	5,479	5,355	5,227	5,096
大館市	76,504	75,499	74,434	73,344	72,279
北秋田市	34,653	33,975	33,344	32,682	32,054
上小阿仁村	2,566	2,498	2,423	2,355	2,288
能代市	56,810	56,010	55,056	54,066	53,043
藤里町	3,615	3,520	3,480	3,354	3,259
三種町	18,117	17,751	17,372	17,025	16,646
八峰町	7,863	7,649	7,495	7,324	7,149
秋田市	317,733	315,715	313,543	311,024	308,313
男鹿市	30,177	29,611	28,992	28,361	27,587
潟上市	33,895	33,722	33,442	33,165	32,890
五城目町	10,187	9,970	9,762	9,509	9,278
八郎潟町	6,313	6,181	6,089	5,997	5,866
井川町	5,152	5,048	4,948	4,873	4,756
大潟村	3,273	3,233	3,202	3,196	3,171
由利本荘市	81,701	80,534	79,426	78,245	77,033
にかほ市	26,395	25,943	25,472	25,059	24,615
大仙市	86,424	85,202	83,897	82,771	81,493
仙北市	28,518	28,009	27,443	26,901	26,317
美郷町	20,877	20,601	20,259	19,929	19,675
横手市	95,605	94,197	92,875	91,367	89,917
湯沢市	48,804	47,922	46,947	46,197	45,218
羽後町	16,258	15,866	15,581	15,230	14,861
東成瀬村	2,697	2,657	2,626	2,595	2,551
計	1,052,988	1,039,436	1,025,559	1,011,297	996,292

イ　世帯数

（単位：世帯）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鹿角市	13,230	13,109	13,052	12,976	12,937
小坂町	2,503	2,469	2,436	2,386	2,356
大館市	31,312	31,398	31,346	31,268	31,253
北秋田市	14,173	14,068	14,059	14,006	13,947
上小阿仁村	1,168	1,138	1,131	1,113	1,120
能代市	24,516	24,492	24,409	24,346	24,229
藤里町	1,431	1,404	1,402	1,371	1,349
三種町	6,953	6,932	6,898	6,938	6,901
八峰町	3,121	3,093	3,080	3,073	3,057
秋田市	141,772	142,354	142,731	143,057	143,300
男鹿市	13,215	13,202	13,135	13,085	12,955
潟上市	13,312	13,469	13,559	13,656	13,780
五城目町	4,178	4,140	4,105	4,050	4,013
八郎潟町	2,470	2,464	2,463	2,473	2,457
井川町	1,753	1,746	1,739	1,753	1,749
大潟村	1,081	1,074	1,085	1,094	1,107
由利本荘市	30,248	30,331	30,341	30,349	30,336
にかほ市	9,396	9,380	9,325	9,322	9,324
大仙市	30,993	31,039	31,139	31,173	31,187
仙北市	10,734	10,654	10,583	10,531	10,501
美郷町	6,636	6,649	6,634	6,611	6,625
横手市	34,248	34,142	34,121	33,964	33,916
湯沢市	18,030	18,006	17,933	17,913	17,796
羽後町	5,319	5,300	5,275	5,258	5,235
東成瀬村	864	860	857	863	867
計	422,656	422,913	422,838	422,629	422,297

注　上記の人口及び世帯数の各年度の数値は、当該年度の1月1日現在の住民基本台帳に記載されている数値につき、総務省が「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」として公表した数値である。

8　租税負担状況

（平成26年度～平成29年度）

	番号	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		全国	秋田県	対全国比	全国	秋田県	対全国比	全国	秋田県	対全国比	全国	秋田県	対全国比
		百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
分配国民所得	1	378,318,300	2,558,180	0.7	390,305,000	2,535,683	0.7	391,715,600	2,577,903	0.7	404,197,700	－	－
県民所得													
納税額 国税	2	57,236,124	162,880	0.3	62,601,554	177,529	0.3	62,242,241	175,453	0.3	65,453,105	181,350	0.3
納税額 都道府県税	3	15,683,495	97,341	0.6	18,022,240	114,129	0.6	18,114,031	111,599	0.6	18,396,655	113,825	0.6
納税額 市町村税	4	21,101,956	112,670	0.5	21,076,323	110,982	0.5	21,278,361	111,200	0.5	21,507,747	112,159	0.5
納税額 **計**	**5**	**94,021,575**	**372,891**	**0.4**	**101,700,117**	**402,640**	**0.4**	**101,634,633**	**398,252**	**0.4**	**105,357,507**	**407,334**	**0.4**
		人	人		人	人		人	人		人	人	
人口	6	126,163,576	1,052,988	0.8	125,891,741	1,039,436	0.8	125,583,658	1,025,559	0.8	125,209,603	1,011,297	0.8
		世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯	
世帯数	7	54,921,464	422,656	0.8	55,811,969	422,913	0.8	55,767,195	422,838	0.8	56,153,341	422,629	0.8
		%	%		%	%		%	%		%	%	
国民所得、県民所得に対する負担率 国税	8	15.7	6.3	－	16.1	7.0	－	15.9	6.8	－	16.2	－	－
国民所得、県民所得に対する負担率 都道府県税	9	4.3	3.8	－	4.6	4.5	－	4.6	4.3	－	4.6	－	－
国民所得、県民所得に対する負担率 市町村税	10	5.8	4.4	－	5.4	4.4	－	5.4	4.3	－	5.3	－	－
国民所得、県民所得に対する負担率 **計**	**11**	**25.8**	**14.5**	**－**	**26.2**	**15.9**	**－**	**25.9**	**15.4**	**－**	**26.1**	**－**	**－**
		円	円		円	円		円	円		円	円	
一人当り負担額 国税	12	453,666	154,684	32.8	497,265	170,794	34.1	495,624	171,080	34.3	522,748	179,324	34.3
一人当り負担額 都道府県税	13	124,311	92,443	74.8	143,157	109,799	74.4	144,239	108,818	76.7	146,927	112,553	76.6
一人当り負担額 市町村税	14	167,259	107,000	64.8	167,416	106,771	64.0	169,436	108,429	63.8	171,774	110,906	64.6
一人当り負担額 **計**	**15**	**745,235**	**354,127**	**47.7**	**807,838**	**387,364**	**47.5**	**809,298**	**388,327**	**48.0**	**841,449**	**402,784**	**47.9**
一世帯当り負担額 国税	16	1,042,145	385,373	35.8	1,121,651	419,777	37.0	1,116,109	414,941	37.4	1,165,614	429,100	36.8
一世帯当り負担額 都道府県税	17	285,562	230,308	81.5	322,910	269,864	80.7	324,815	263,929	83.6	327,615	269,326	82.2
一世帯当り負担額 市町村税	18	384,221	266,576	70.6	377,631	262,423	69.4	381,557	262,985	69.5	383,018	265,384	69.3
一世帯当り負担額 **計**	**19**	**1,711,928**	**882,256**	**52.1**	**1,822,192**	**952,063**	**51.5**	**1,822,481**	**941,855**	**52.2**	**1,876,246**	**963,810**	**51.4**

注　1　分配国民所得は、内閣府「２０１７（平成２９）年度 国民経済計算年次推計」による。
　　なお、値は、過去に遡及して随時改定されるため、過去に公表された数値と一致しないことがある。
　2　分配県民所得は、秋田県企画振興部調査統計課「秋田県県民経済計算」による。
　　（平成２９年度は本書作成日現在未発表）
　3　納税額は、国税庁「統計情報」及び総務省自治税務局「地方税に関する参考係数資料」を参考としたものであり、
　都道府県税は都道府県間における地方消費税清算後の額である。
　4　人口及び世帯数は、総務省自治行政局「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。
　　なお、当該年度の１月１日現在の数字となっている。
　5　各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

9　平成１５年度以降の県税の税率等の推移

税　　目	課税客体・課税標準等	平　成　１　５　年　度　現　在
個人県民税	均等割＝定額 所得割＝総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	税率　均等割　1,000円 所得割　700万円以下　2%　　700万円超　3%（総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は36万円加算）以下の者は非課税） 所得控除 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除　所得税と同じ 生命保険料控除　最大35,000円　個人年金保険料控除　最大35,000円　損害保険料控除　最大10,000円 寄附金控除　寄附金額の10万円を超える部分（所得金額の合計額の25%上限） 配偶者控除　33万円　　老人配偶者控除　38万円　　同居特別障害者配偶者（扶養）控除　56万円 同居老人特別障害者配偶者（扶養）控除　61万円　　配偶者特別控除　最高33万円　　扶養控除　33万円 特定扶養親族扶養控除　45万円　　同居特別障害者特定扶養親族扶養控除　68万円 老人扶養控除　38万円　　同居老親等扶養控除　45万円 同居老親等特別障害者扶養控除　68万円　　基礎控除　33万円　　障害者控除　26万円 老年者控除　48万円　　特別障害者控除　30万円　　寡婦（夫）控除　26万円（30万円） 勤労学生控除　26万円 定率減税　所得割の15%相当（市町村民税と併せて最高4万円）
法人県民税	均等割＝資本等の金額 法人税割＝法人税額	税率　均等割　(1)　資本等の金額50億円超　80万円 (2)　資本等の金額10億円超50億円以下　54万円 (3)　資本等の金額1億円超10億円以下　13万円 (4)　資本等の金額千万円超1億円以下　5万円 (5)　(1)～(4)以外　2万円 法人税割　5.8%（資本等の金額が１億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～18.3.31間に終了する事業年度について適用）
県民税利子割	支払を受けるべき利子等の額	税率　5%
県民税配当割	支払を受けるべき特定配当等の額	税率　5% （16.1.1～20.3.31間の税率　3%）
県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の特定株式等譲渡所得金額	税率　5% （16.1.1～19.12.31間の税率　3%）
個人事業税	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に係る所得金額	税率　第1種　5%　　第2種　4%　　第3種　5%　　第3種のうち医業類似業、助産師業、装蹄師業　3% 事業主控除　290万円 白色申告者の事業専従者控除限度額　配偶者　86万円　　その他　50万円
法人事業税	法人が行う事業に係る所得金額、収入金額、清算所得金額等	税率　普通法人　所得割　所得のうち年400万円以下　5% 年400万円超800万円以下　7.3% 年800万円超及び清算所得　9.6% 特別法人　年400万円以下　5% 年400万円超及び清算所得　6.6% 3都道府県以上の分割法人で資本等の金額が1,000万円以上　9.6%（特別法人は6.6%） 収入金課税法人　収入割　1.3%
地方消費税	事業者の行う課税資産の譲渡等、保税地域からの課税貨物の引取りに係る消費税額	税率　消費税額の25%（9.4.1以後の譲渡等及び引取り等に適用）
不動産取得税	不動産の取得価格	税率　3%（15.4.1～18.3.31間の取得） ～15.3.31間に取得した土地・住宅以外の家屋　4% ～15.3.31間に取得した住宅　3% 免税点　土地　10万円　　新築（増改築）家屋　23万円　　その他　12万円 宅地評価土地に係る課税標準の特例　15.1.1～17.12.31間の取得　1/2
県たばこ税	卸売販売業者、輸入業者等から売り渡される製造たばこの本数	税率　1,000本につき　969円（旧3級品は、1,000本につき461円）（15.7.1以降の売渡し等分） 1,000本につき868円（旧3級品は、1,000本につき413円）（11.5.1～15.6.30間の売渡し等分）
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	税率（1人1日）　1級　1,200円　2級　1,100円　3級　1,000円　4級　900円　5級　800円 6級　700円　7級　600円　8級　500円　9級　400円 非課税　創設 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会でのゴルフ競技選手、学校教育での学生等及び教員
自動車取得税	自動車の取得価額	税率　3%（～20.3.31に取得する軽自動車以外の自家用自動車に限り5%） 免税点　15万円（2.4.1～20.3.31間の取得に限り50万円） 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率　15.4.1～17.3.31取得　2.7% ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率　15.4.1～17.3.31取得　2.7% ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率　15.4.1～17.3.31取得　2.2% 低PM認定車　15.4.1～17.3.31取得　1.5% 平成15年排出ガス規制適合車(低公害車)に係る控除税率　15.4.1～15.9.30取得　1%　15.10.1～16.2.29取得0.1% 平成16年　〃　15.4.1～16.9.30取得　1% NOx・PM要件達成車に係る控除税率　15.4.1～17.3.31取得（買替）　1.9% 優良低燃費車に係る課税標準控除額　30万円
軽油引取税	元売業者、特約業者からの軽油の引取数量等	税率　1kℓ当たり15,000円 5.12.1～20.3.31間の引取り等に限り32,100円
自動車税	自動車の車種及び排気量並びに用途（トラック、バス等については積載量、乗車定員等）	税率　乗用車　営業用　7,500～　40,700円（10段階） 自家用　29,500～　111,000円（10段階） トラック　営業用　最大積載量　4～5ｔ　18,500円 自家用　最大積載量　4～5ｔ　25,500円 グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%、25%、13%軽課（平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された自動車について適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課
鉱区税	鉱区等の面積又は延長	税率　砂鉱目的外　試掘鉱区　1haごとに200円　採掘鉱区　1haごとに400円 砂鉱目的　河床　1kmごとに600円　非河床　1haごとに200円 石油・可燃性天然ガス鉱区　試掘鉱区　1haごとに400／3円　採掘鉱区　1haごとに800／3円
狩猟者登録税	狩猟者の登録を受ける者	税率　網・わな猟免許、第１種銃猟免許　所得割額の納付を要する者　10,000円 所得割額の納付を要しない者　4,500円 第２種銃猟免許　3,300円
入猟税	狩猟者の登録を受ける者	税率　網・わな猟免許、第１種銃猟免許　所得割額の納付を要する者　6,500円 所得割額の納付を要しない者　6,500円 第２種銃猟免許　2,200円
産業廃棄物税	産業廃棄物の最終処分場への搬入重量	創設（16.1.1～） 税率　1トンにつき1,000円

※　特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（15.4.1施行）　一定の条件のもと、法人県民税の均等割・不動産取得税・自動車取得税を課さない。

税　　目	平成16年度現在	平成17年度現在
個人県民税	○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は35万円加算）以下の者には所得割を課さない。 ○所得割 (1)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（15.1～） (ｲ)　上場株式等に係る申告分離課税の税率　1.6% (ﾛ)　長期（１年超）保有上場株式等に係る特例（15.1.1～17.12.31）　1% ※(ｲ)について、税率1%の特例を創設（～20年度） （平成15年度改正） ※(ﾛ)について、廃止 （平成15年度改正） (2)先物取引に係る雑所得等に対する税率　1.6%	○所得割 (1)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～21年度） (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (ｲ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得　1.6% (ﾛ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等のための譲渡所得に対する税率（～21年度） ア　課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合　1.3% イ　課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合　26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額 (ﾊ)短期譲渡所得に対する税率　3% （国等に対する譲渡については1.6%） (3)株式等に係る譲渡所得等に対する税率　1.6%
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税	外形標準課税（資本又は出資の金額が１億円超の法人） 付加価値割　0.48% 資本割　0.2 % 所得割　所得のうち年400万円以下　3.8% 年400万円超800万円以下　5.5% 年800万円超及び清算所得　7.2% 3都道府県以上の分割法人　7.2%	
地方消費税		
不動産取得税		宅地評価土地に係る課税標準の特例 18.1.1～21.3.31間の取得　1/2
県たばこ税		
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 16.4.1～17.9.30取得 一定のバス・トラック等　2% 一定のディーゼル乗用車　1% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額　30万円　20万円	○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得　2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得　2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得　2.2% ○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等　17.10.1～18.3.31取得　1% ○NOx・PM要件達成車に係る控除税率　17.4.1～19.3.31取得(買替)　1.5%
軽油引取税		
自動車税	グリーン化（平成15年度に新規登録された自動車について適用） 環境負荷の小さい自動車　50%軽課 環境負荷の大きい自動車　10%重課 （平成14年度に新規登録された自動車について適用） 環境負荷の小さい自動車　50%、25%、13%軽課 環境負荷の大きい自動車　10%重課	グリーン化（平成16年度に新規登録された自動車について適用） 環境負荷の小さい自動車　50%、25%軽課 環境負荷の大きい自動車　10%重課
鉱区税		
狩猟税	創設（16.4.1～）　狩猟税（狩猟者登録税・入猟税廃止） 網・わな猟免許　第１種銃猟免許　所得割額の納付を要する者　16,500円 所得割額の納付を要しない者　11,000円 第２種銃猟免許　5,500円	
狩猟者登録税	狩猟者登録税廃止→狩猟税創設	
入猟税	入猟税廃止→狩猟税創設	
産業廃棄物税		

税　　目	平成18年度現在	平成19年度現在
個人県民税	○老年者控除廃止（17.1.1施行） ○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は32万円加算）以下の者には所得割を課さない。 ○定率減税　所得割の7.5%相当（市町村民税と併せて最高2万円） ○17.1.1日現在で65歳以上に達している者 ｛均等割　300円 ｛所得割　3分の1の額で課税	【国から地方への税源移譲】 ○平成19年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払いに係るもの）の税率　一律4% ○17.1.1現在で65歳以上に達している者 ｛均等割　600円 ｛所得割　3分の2の額　で課税 ○定率減税　廃止 ○所得割 (1)土地等の長期譲渡所得に対する税率 (ｲ)長期譲渡所得　2% (ﾛ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～21年度） ア　課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合　1.6% イ　課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ﾊ)長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ア　課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合　1.6% イ　課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)短期譲渡所得に対する税率　3.6% （国等に対する譲渡については2%） (3)株式等に係る譲渡所得等に対する税率　2% （～20年度に上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する税率　1.2%） (4)先物取引等に係る雑所得等に対する税率　2% (5)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ア又はイのいずれか多い金額 ア　4.8% イ　総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額（ただし、平成21年度まで特例不適用）
法人県民税	○均等割＝資本金等の額 ○法人税割　5.8%（資本金等の額が１億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～23.3.31間に終了する事業年度について適用）	○均等割及び法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等を加える(19.9.30施行)。 ○法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う個人を加える(19.9.30施行)。
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率　5% （20.1.1～20.12.31間の税率　3%）
個人事業税		○助産師業を課税対象事業から除外
法人事業税	○資本割＝資本金等の額 ○収入金課税法人に少額短期保険業者を加える。	○所得割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等（個人を含む）を加える(19.9.30施行)。 ○特定信託所得割を廃止(19.9.30施行)
地方消費税		
不動産取得税	○18.4.1～21.3.31間の取得　3% ○18.4.1～20.3.31間の取得　3.5%（住宅以外の家屋）	
県たばこ税	○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） （18.7.1以降の売渡し等分） ○1,000本につき　969円（旧3級品は、1,000本につき461円） （15.7.1～18.6.30間の売渡し等分）	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.3.31取得　1%（NOx･PM要件達成車　2%） ○優良低燃費車に係る課税標準控除額　30万円　15万円	○電気自動車、一定の天然ガス自動車に係る控除税率 19.4.1～21.3.31取得　2.7% （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る） ○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も）） 19.4.1～21.3.31取得　2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 19.4.1～20.3.31取得　2% 20.4.1～21.3.31取得　1.8% （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も）） ○NOx・PM要件達成車に係る控除税率　19.4.1～21.3.31取得(買替)　1.2% ○メタノール自動車に係る控除税率　廃止
軽油引取税		
自動車税	グリーン化（平成17年度に新規登録された自動車について適用） ｛環境負荷の小さい自動車　50%、25%軽課 ｛環境負荷の大きい自動車　10%重課	グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%、25%軽課 （平成18年度に新車新規登録された自動車について適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課
鉱区税		
狩猟税		網・わな猟免許→網猟免許又はわな猟免許(19.4.16～) 所得割の納付を要する者　8,200円 所得割の納付を要しない者　5,500円
産業廃棄物税		

税　　目	平成20年度現在	平成21年度現在
個人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税　800円（均等割の超過課税）	○所得割 (1)上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る県民税 （～21年度）　1.2% (2)寄附金税額控除　寄附金額の5,000円を超える分の100分の４ 都道府県・市町村への寄附金に係る特例控除 （所得税の限界税率により、50%～90%） 条例で指定する団体への寄附金に係る控除 } 20.1.1以降の寄附金から適用
法人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税　均等割の8%相当額（超過課税） ○法人でない社団・財団で収益事業を行わないもの　非課税 ○法人でない社団・財団で収益事業を行うもの 資本金等の額を有しない法人（相互会社除く） 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人(20.12.1以降) } 2万円	
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率　5% （20.4.1～22.12.31間の税率　3%）	
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率　5% （21.1.1～22.12.31間の税率　3%）	
個人事業税		
法人事業税	【地方法人特別税の創設】(20.10.1開始の事業年度から) ○所得のうち　外形法人　特別法人　普通法人 年400万円以下　1.5%　2.7%　2.7% 年400万円超800万円以下　2.2%　3.6%　4% 年800万円超及び清算所得　2.9%　3.6%　5.3% 3都道府県以上の分割法人　2.9%　3.6%※　5.3%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人　収入金額の0.7% ※地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人　事業税の所得割額の148/100 外形対象以外の所得課税法人　事業税の所得割額の 81/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人　収入割額の 81/100	
地方消費税		
不動産取得税	○20.4.1以降の取得　4%（住宅以外の家屋）	○21.4.1～24.3.31間の取得（住宅又は土地）　3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 21.4.1～24.3.31間の取得　1/2
県たばこ税		
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○税率　20.4.1～20.4.30取得　3% 20.5.1～30.3.31取得　5%（軽自動車以外の自家用自動車） ○免税点20.4.1～30.3.31取得　50万円 ○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.4.30取得　1%（NOx･PM要件達成車　2%） ○平成21年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 20.5.1～22.3.31取得　2% （12t超　20.5.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%） 一定のディーゼル乗用車 1% 20.5.1～21.9.30取得　1%、21.10.1～22.3.31取得　0.5% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額　30万円　15万円	【目的税→普通税へ】 ○非課税（すべて新車に限る）　電気自動車、天然ガス自動車（平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る、以下同。）、ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車、ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車（平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車（3.5t以上の場合はPM要件も）かつ燃費要件達成車に限る、以下同。）、平成21年排出ガス規制適合のﾃﾞｨｰｾﾞﾙ乗用車 ○軽減税率（すべて新車に限る）　平成21年排出ガス規制適合かつ燃費要件達成の一定のバス・トラック等　21.4.1～24.3.31　75% 平成17年排出ガス規制適合かつNOx・PM・燃費要件達成の一定のバス・トラック等　21.4.1～24.3.31　50% ○控除税率（中古車）　電気自動車、天然ガス自動車、ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車（ﾊﾞｽ・ﾄﾗｯｸ）　21.4.1～24.3.31取得　2.7% ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車（ﾊﾞｽ・ﾄﾗｯｸ以外）　21.4.1～24.3.31取得　1.6% ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車　21.4.1～24.3.31取得　2.4% ○平成21年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率（中古車） 一定のバス・トラック等（ディーゼル） 21.4.1～22.3.31取得　2% （12t超　21.4.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%） 一定のディーゼル乗用車　1% 21.4.1～21.9.30取得　1%、21.10.1～22.3.31取得　0.5% ○優良低燃費車　税率75%又は50%軽減（21.4.1～24.3.31取得新車に限る）、課税標準30万円又は15万円控除（21.4.1～22.3.31取得中古車）
軽油引取税	○1kℓ当たり15,000円（20.4.1～20.4.30間の引取り等に限る。） ○1kℓ当たり32,100円（20.5.1～30.3.31間の引取り等に限る。）	【目的税→普通税へ】 ○課税免除　石油化学製品の原料等の用に供する引取り （一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、21.4.1～24.3.31の引取り）
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%、25%軽課 （平成19年度に新車新規登録された自動車について適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%、25%軽課 （平成20年度に新車新規登録された自動車について適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課
鉱区税		
狩猟税	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 （20.4.1～25.3.31に受ける狩猟者の登録　1/2）	
産業廃棄物税		

税　　目	平成22年度現在	平成23年度現在
個人県民税	○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～26年度） (ｲ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合　1.6% (ﾛ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～26年度） (3)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (22～24年度)　1.2% (4)申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に対する税率 (22～24年度)　1.2%	
法人県民税		法人税割　5.8%（資本金等の額が１億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～28.3.31間に終了する事業年度について適用）
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率　5% (23.1.1～23.12.31間の税率　3%)	○上場株式等の配当等に係る税率　5% (24.1.1～25.12.31間の税率　3%)
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率　5% (23.1.1～23.12.31間の税率　3%)	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率　5% (24.1.1～25.12.31間の税率　3%)
個人事業税		
法人事業税	○清算所得課税　廃止 (22.10.1以降の解散又は破産手続開始の決定)	
地方消費税		
不動産取得税		○東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得（～33.3.31取得等）に係る課税標準の特例
県たばこ税	○1,000本につき1,504円（旧３級品は、1,000本につき716円） (22.10.1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） (18.7.1～22.9.30間の売渡し等分)	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○軽自動車以外の自家用自動車　5%（当分の間） ○軽減措置 (1)軽減税率（新車に限る）　2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で次に掲げるものについて、税率をア及びイについてはその75%、ウについてはその50%を軽減（24.3.31までの取得に限る） ア　ディーゼル自動車で平成21年排出ガス基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの イ　平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの ウ　平成17年排出ガス基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの (2)控除税率（新車以外）　ディーゼル自動車の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり対象の拡充及び適用期限の延長 ア　2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)アに掲げるものの税率を1%控除（22.8.31までの取得に限る） イ　12tを超えるディーゼル自動車又は車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル自動車に係る税率を1%又は0.5%控除する特例措置の適用期限を22.8.31まで延長 ウ　3.5t超12t以下のディーゼル自動車に係る税率を2%控除する特例措置の適用期限を23.8.31まで延長(22.10.1～23.8.31の取得の場合は1%控除) (3)優良低燃費車（新車以外）　排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり対象を拡大し、その適用期限を24.3.31まで延長 ア　2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)イに掲げるものについて、取得価額から30万円を控除 イ　2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)ウに掲げるものについて、取得価額から15万円を控除	○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（24.3.31までの取得）：非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得（23.3.11～26.3.31取得）に係る非課税
軽油引取税	○1kℓ当たり32,100円（当分の間） ○揮発油価格高騰時（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合）における税率の特例規定の適用停止（トリガー条項）	○揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置（トリガー条項）の適用停止（東日本大震災からの復旧状況等を勘案して別に法律で定める日までの間）
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%、25%軽課 （平成21年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%軽課 （平成22年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（23年度～25年度）
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		

税　　目	平成24年度現在	平成25年度現在
個人県民税	○年少扶養控除　廃止（24.1.1施行） ○16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養親族扶養控除　33万円（24.1.1施行） ○同居特別障害者控除　53万円（24.1.1施行） ○同居特別障害者扶養（配偶者）控除　廃止（24.1.1施行） ○退職所得に係る10%税額控除　廃止 （25.1.1以後に支払を受けるべき退職手当等） ○寄附金税額控除 適用下限額を寄付金額2,000円（改正前5,000円）に引下げ。 条例で指定する特定非営利活動法人を適用対象に追加。 } 23.1.1以降の寄附金から適用	○所得控除 ＜新契約＞ 生命保険料控除　個人年金保険料控除　介護医療保険料控除 最大28,000円 ＜旧契約＞ 生命保険料控除　個人年金保険料控除　最大35,000円 ○上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （25～26年度）　1.2% ○申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 （25～26年度）　1.2%
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税		
地方消費税		
不動産取得税	○24.4.1～27.3.31間の取得（住宅又は土地）　3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 24.4.1～27.3.31間の取得　1/2	
県たばこ税		○1,000本につき860円（旧３級品は、1,000本につき411円） （25.4.1以降の売渡し等分） ○1,000本につき1,504円（旧３級品は、1,000本につき716円） （22.10.1～25.3.31間の売渡し等分）
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○非課税（すべて新車に限る。24.4.1～27.3.31の取得）　電気自動車、一定の天然ガス自動車、ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車、ｸﾘｰﾝﾃﾞｨｰｾﾞﾙ乗用車、一定の中・軽量ｶﾞｿﾘﾝ車・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（26.3.31までの取得）：非課税 ○75%軽減税率及び50%軽減税率（すべて新車に限る。24.4.1～27.3.31の取得） ○環境対応車に係る課税標準控除額（新車以外）　45万円、30万円又は15万円（24.4.1～27.3.31の取得） ○ﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽ、ﾘﾌﾄ付きﾊﾞｽ、ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝﾀｸｼｰ及びASV車に係る課税標準控除額　1,000万円、650万円、350万円、200万円又は100万円　（24.4.1～27.3.31の取得）	○衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量５ｔを超えるバス等（新車、立席のないものに限る。）に係る課税標準控除額 5t超12t以下のバス等（～27.3.31の取得） 12tを超えるバス等（～26.10.31の取得） } 350万円
軽油引取税	○課税免除　石油化学製品の原料等の用に供する引取り （一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、24.4.1～27.3.31の引取り）	
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%軽課 （平成23年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%、25%軽課 （平成24年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課
鉱区税		
狩猟税		対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 （25.4.1～28.3.31に受ける狩猟者の登録　1/2）
産業廃棄物税		

税　　目	平成26年度現在	平成27年度現在
個人県民税	○均等割 （26年度～5年度） 年額2,300円　［年額1,800円に年額500円を加算した額］ ○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～29年度） (ｲ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ﾛ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～29.3.31までの譲渡）	○所得割 (1)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (2)申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 2%
法人県民税	○マンション敷地売却組合について収益事業課税とする（26.12.24開始の事業年度から）。 ○法人税割　4.0%（資本金等の額が１億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については3.2%。） （26.10.1開始の事業年度から）	○均等割 資本金等の額 (1)　法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額 (2)　資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額
県民税利子割		○28.1.1以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割について廃止
県民税配当割	○上場株式等の配当所得に係る税率 5% （26.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等）	○上場株式等の配当所得等に係る税率 5% （28.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等）
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （26.1.1以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等）	
個人事業税		
法人事業税	【地方法人特別税からの復元】（26.10.1開始の事業年度から） ○所得のうち　外形法人　特別法人　普通法人 年400万円以下　2.2%　3.4%　3.4% 年400万円超800万円以下　3.2%　4.6%　5.1% 年800万円超　4.3%　4.6%　6.7% 3都道府県以上の分割法人　4.3%　4.6%※　6.7%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人　収入金額の0.9% ※地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人　事業税の所得割額の67.4/100 外形対象以外の所得課税法人　事業税の所得割額の43.2/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人　収入割額の43.2/100	○外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が１億円超の法人） 付加価値割　0.72% 資本割　0.3 % 所得割 所得のうち年400万円以下　1.6% 年400万円超800万円以下　2.3% 年800万円超　3.1% 3都道府県以上の分割法人　3.1% ○地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人　事業税の所得割額の93.5/100 ○資本割　資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額を課税標準とする。
地方消費税	○税率 一定税率　消費税額の17/63 ○市町村交付基準 従来分　２分の１を人口、２分の１を従業者数で按分 引上げ分　人口のみで按分 ○使途 引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、全額社会保障財源化	○課税客体・課税標準等 事業者の行う課税資産の譲渡等・特定課税仕入れ、保税地域からの課税貨物の引取りに係る消費税額（27.10.1～）
不動産取得税		○27.4.1～30.3.31間の取得（住宅又は土地）　3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得　1/2
県たばこ税		
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○税率 自家用自動車（軽自動車を除く）　3% 営業用自動車・軽自動車　2% ○80%軽減税率及び60%軽減税率（すべて新車に限る。26.4.1～27.3.31の取得） ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（28.3.31までの取得）：非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得（26.4.1～28.3.31取得）に係る非課税	○非課税（すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得）　電気自動車、一定の天然ガス自動車、ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車、ｸﾘｰﾝﾃﾞｨｰｾﾞﾙ乗用車、一定の中・軽量ｶﾞｿﾘﾝ車・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ車 ○80%軽減税率、60%軽減税率、40%軽減税率及び20%軽減税率（すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得） ○環境対応車に係る課税標準控除額（新車以外）　45万円、35万円 25万円、15万円又は5万円（27.4.1～29.3.31の取得） ○ﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽ、ﾘﾌﾄ付きﾊﾞｽ、ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝﾀｸｼｰ及びASV車に係る課税標準控除額　1,000万円、650万円、525万円、350万円、 200万円又は100万円（27.4.1～29.3.31の取得）
軽油引取税		○課税免除　石油化学製品の原料等の用に供する引取り （一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、27.4.1～30.3.31の引取り）
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　50%、25%軽課 （平成25年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車　10%重課 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（26年度、26年度及び27年度）	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　75%、50%軽課 （平成26年度に新車新規登録された自動車に適用） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（27年度及び28年度）
鉱区税	○鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘できる者を納税義務者である鉱業権者の範囲に含める。	
狩猟税		○対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ○認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ○狩猟者の登録をする日前１年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止等の目的で鳥獣保護法第９条第１項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率２分の１ （27.4.1～31.3.31に受ける狩猟者の登録）
産業廃棄物税		

税　　目	平成28年度現在	平成29年度現在
個人県民税		○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～2年度） (ｲ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ﾛ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～2.3.31までの譲渡）
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税	○外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が１億円超の法人） 付加価値割　1.2% 資本割　0.5 % 所得割　所得のうち年400万円以下　0.3% 年400万円超800万円以下　0.5% 年800万円超　0.7% 3都道府県以上の分割法人　0.7% ○地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人　事業税の所得割額の414.2/100	
地方消費税		
不動産取得税	○27.4.1～30.3.31間の取得（住宅又は土地）　3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得　1/2	
県たばこ税	○平成28年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等　1,000本につき860円 旧３級品　1,000本につき481円	○平成29年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等　1,000本につき860円 旧３級品　1,000本につき551円
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○非課税、80%軽減税率、60%軽減税率及び40%軽減税率（すべて新車に限る。29.3.31までの取得）　一定の重量ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（29.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（29.3.31までの取得）	○非課税（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得）　電気自動車、一定の天然ガス自動車、ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車、ｸﾘｰﾝﾃﾞｨｰｾﾞﾙ乗用車、一定の中・軽量ｶﾞｿﾘﾝ車・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） ○環境対応車に係る課税標準控除額（新車以外）　45万円、35万円25万円、15万円又は5万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○ﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽ、ﾘﾌﾄ付きﾊﾞｽ、ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝﾀｸｼｰ及びASV車に係る課税標準控除額　1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（30.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（30.3.31までの取得）
軽油引取税		
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　75%、50%軽課 （平成27年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車　15%重課 （バス及びトラックは10%）	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　75%、50%軽課 （平成28年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車　15%重課 （バス及びトラックは10%）
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		

税　　目	平成30年度現在	
個人県民税	○給与所得控除額 1,000万円超の収入金額の給与所得控除額　220万円	
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税		
地方消費税		
不動産取得税	○30.4.1～3.3.31間の取得（住宅又は土地）　3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 30.4.1～3.3.31間の取得　1/2	
県たばこ税	○平成30年4月1日以降の売渡し等分 旧３級品　　1,000本につき656円 ○平成30年10月1日以降の売渡し等分 紙巻きたばこ等　1,000本につき930円 ○加熱式タバコの課税方式の見直し（平成30年度～令和4年度） 経過期間中は新課税方式による紙巻きたばこへの換算を1/5ずつ増やす 重量0.4gごと、紙巻きたばこ1本当たりの平均価格で換算	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○非課税（すべて新車に限る。30.4.1～31.3.31の取得）　電気自動車、一定の天然ガス自動車、ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車、ｸﾘｰﾝﾃﾞｨｰｾﾞﾙ乗用車、一定の中・軽量ｶﾞｿﾘﾝ車・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率（すべて新車に限る。30.4.1～31.3.31の取得） ○環境対応車に係る課税標準控除額（新車以外）　45万円、35万円25万円、15万円又は5万円（30.4.1～31.3.31の取得） ○ﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽ、ﾘﾌﾄ付きﾊﾞｽ、ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝﾀｸｼｰ及びASV車に係る課税標準控除額　1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円（31.3.31までの取得） ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（31.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（31.3.31までの取得）	
軽油引取税	○課税免除　石油化学製品の原料等の用に供する引取り ○課税免除（3年3月31日まで） 船舶の動力源に供する引取り、自衛隊が通信の用に供する機械又は自動車等の電源又は動力源に供する引取り、鉄道用車両又は軌道用車両等の動力源に供する引取り、動力耕うん機等の動力源に供する引取り、木材加工業等の機械又は装置の動力源の用途等に供する引取り	
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車　75%、50%軽課 （平成29年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車　15%重課 （バス及びトラックは10%）	
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		